

令和 7 年度

佐賀県老人クラブリーダー研修会

主 催

佐賀県老人クラブ連合会
市町老人クラブ連合会

全国三大運動

健康・友愛・奉仕

メインテーマ「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」

〈健康寿命〉

- 健康寿命をのばし、自立した生活、生きがいある生活の実現を目指します。
- 仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組みます。

〈地域づくり〉

- 他世代や関係団体と連携し、安全・安心の住みよい地域づくりを目指します。
- 元気高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくり・機会づくりを広げます。

令和7年度 佐賀県老人クラブリーダー研修会開催要綱

1 メインテーマ

「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」

2 趣 旨

老人クラブでは「健康・友愛・奉仕」の全国三大運動を掲げ、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり、地域づくりをめざして、多彩な活動を展開してまいりました。

今日、わが国では少子高齢化に伴い人口減少が本格化し、社会環境が大きく変化しています。社会全体が多様性を認めあい誰もが活躍できる「地域共生社会」の実現をめざす中、「高齢者の社会参加の促進」は重要な施策として位置づけられており、これまで互助の取り組みを実践してきた老人クラブは、地域の担い手として期待されています。

また、2020年から続いたコロナ禍も、感染症区分が令和5年5月8日から5類に移行しましたが、これまでの教訓を生かし「新しい生活様式」を基に安全対策に考慮しながら、活発に老人クラブ活動を展開して行きましょう。会員の健康保持・増進を目的とした健康づくりや孤立しがちな高齢者世帯への「声掛け」「生活支援」など友愛活動を通して仲間づくりに取り組むとともに、創意工夫をこらし楽しく魅力ある活動の推進を図って行きましょう。

本研修会では、老人クラブの充実強化とリーダーの資質向上を図ることを目的に開催いたします。

- | | | |
|-------|---|------------|
| 3 主 催 | 佐賀県老人クラブ連合会 | 市町老人クラブ連合会 |
| 4 期 日 | 令和7年7月25日（金） | 10時開会 |
| 5 会 場 | 佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター
アバンセ ホール | |

佐賀県佐賀市天神3丁目2-11 ☎0952-26-0011（代）

6 参加予定人員 約300名

7 式 典 （10：00～10：45）

開会のことば 佐賀県老人クラブ連合会副会長 峯 信廣
国歌斉唱

黙 祷

主催者あいさつ 佐賀県老人クラブ連合会会長 古賀 一彦

表 彰 佐賀県老人クラブ連合会会長表彰

- ・老人クラブ育成功労表彰 7名
- ・優良老人クラブ表彰 2クラブ
- ・永年勤続職員表彰 無し

謝 辞 受賞者代表

祝 辞 (案内先) 佐賀県知事 山口 祥義 氏

佐賀県議会議長 宮原 真一 氏

8 研 修

(1) 活動事例発表 (10:50~12:00)

・事例発表①

「富士校区老人クラブ連合会の活動 活気あふれる老人クラブへの挑戦」

富士町老人クラブ連合会会長 田中 薫

・事例発表②

「勸興校区老連における会員拡大運動の取り組み 令和7年度版」

佐賀市勸興校区老人クラブ連合会会長 徳久 定雄

<昼食・昼休み> (12:00~12:50)

(2) いきいきクラブ体操 (12:50~13:00)

(3) 講 演 (13:00~14:30)

佐賀のホスピスをすすめる会
海堀寺(かいぜんじ)住職

講 師

山下 一徹 氏

演 題

「現役住職による老活」

(人には聞けない終活の話)

講師紹介

佐賀県老人クラブ連合会副会長 久原 勝利

9 舞台発表

(14:35～15:10)

吉野ヶ里町

・オカリナ演奏

吉野ヶ里町老人クラブ連合会 (大曲地区)

オカリナグループ あかね

代表 古川 加代子 他3名

伊万里市

・踊り「皿おどり」「しゃくなげ音頭」

伊万里市老人クラブ連合会 大河内青螺貝長寿会

代表 川内 嘉津子 他7名

佐賀市

・昭和歌謡曲「幼なじみ」

佐賀市老人クラブ連合会 循誘校区老連

代表 高津 万亀代 他19名

10 閉会のことば

佐賀県老人クラブ連合会副会長 馬場崎 安則

11 日 程

10:00 10:45 10:50 12:00 13:00 14:30 14:35 15:10

受	式	休	活	昼	い	講	休	舞	閉
付	典	憩	動	休	き	演	憩	台	会
			事	み	い			発	
			例		き			表	
			発		ク				
			表		ラ				
					ブ				
					体				
					操				

令和7度 佐賀県老人クラブ連合会会長表彰被表彰者名簿

◎老人クラブ育成功労表彰 7名

市 町 名	氏 名	市 町 老 連 役 職 名
佐 賀 市	馬 場 重 利	鍋島校区長生会監事
唐 津 市	園 田 正 孝	唐津市老連唐津支部理事、養母田老人クラブ会長
唐 津 市	今 泉 清	唐津市老連唐津支部理事、神田老人クラブ会長
唐 津 市	松 尾 富 美 子	唐津市老連唐津支部理事、田中老人クラブ会長
唐 津 市	峯 信 廣	唐津市老人クラブ連合会会長、山本老人クラブ会長
伊 万 里 市	樋 口 國 昭	伊万里市老人クラブ連合会理事、山代町老人クラブ連合会会長
上 峰 町	重 松 規 昌	上峰町老人クラブ連合会支部長

◎優良老人クラブ表彰 2団体

市 町 名	優 良 老 人 ク ラ ブ 名	会 長 名
佐 賀 市	本庄校区老連東寺小路元気会	角 田 研 三
佐 賀 市	鍋島校区老連蛸久長生会	甲 斐 慎 啓

研 修

活動事例発表 10:50～12:00

●事例発表①

「富士校区老人クラブ連合会の活動 活気あふれる

老人クラブへの挑戦」

富士町老人クラブ連合会会長 田中 薫

●事例発表②

「勸興校区老連における会員拡大運動の取り組み

令和7年度版」

佐賀市勸興校区老人クラブ連合会会長 徳久 定雄

活気あふれる老人クラブへの挑戦

1

富士町老人クラブ連合会の現状

◎富士校区老人クラブ連合会は、佐賀市の面積(43,185km²)の内で(43,25km²)を占め、次に佐賀市の面積の1/3を占めています。富士町の中央を流れる◎彦成川やその支流に点在している集落(自治体)からなり成り立っています。◎合併前は、11,147.9人(2025年)は3,896人と合併して20年度で61.5%に減少しています。

◎高齢者人口は2025年(5月)には、14,791人、高齢化率は、47.5%であり、1人の平均数が高齢者の1.5倍弱になっています。◎若者化、高齢化が佐賀市で一番遅れています。

◎富士校区と老人クラブ連合会は、合併前の富士町を1校区として単位老人クラブに組織している団体です。

◎富士町には、昭和61年度からの歴史がありますが、「老人福祉法」の設立(昭和38年)を考えるとそれ以前から存在していたと思われる、歴史では25の自治会に220の単位老人クラブとそれぞれが、富士役場が事務局を担当していました。

◎当時の役員名簿を見ても町会議員と地元の有力者を中心として老人クラブが組織され、運営されていたことが分かります。

◎私も2024年単位老人クラブの会長に拝任、併せて富士町老人クラブ連合会の会長も務めるようになりました。今までは、単位老人クラブの運営にかかわっておらず自分として活動に参加していました。

↓

自分が所属する単位老人クラブ、富士町老人クラブ連合会の現状確認作業を単位老人クラブが自主(新)で行い、過去のことからがなかつた。

富士校区の位置図

2

老人クラブへの実施の確認

富士町連合会以外にすべての老人クラブが必ずの自前会に在任しているにもかかわらず運営を始めました。 富士町老人クラブ連合会は、合併後は22単位で老人クラブが参りました。 富士町老人クラブ連合会が結成されたのは、合併後であり2021年には10単位老人クラブとなりました。 2024年には役員選出の努力で最入りの入りを有する吉田町老人クラブの再参画が完了。2025年には単位老人クラブの新設で現在12単位老人クラブ会員556名です。それと富士町の高齢者にかつての会員は、35.5%しかかかりません。 今後も単位老人クラブとして存続している団体は、少なくとも5割削減を必要とします。 各単位老人クラブの会長に現状の運営の実施、未加入と解散した団体に入会を促すを謳うこととされた。	連合会と加入と単位・未組織者の言い分 町と連合会の動きが見えない。→活動報告がない ①加入がない ②会費だけ徴収される。 ③役員まで死んでまで活動しなければならぬ。 ④ボランティア活動的なものはしてくれない。 ⑤加入するとは事務処理が大変。 パソコンの操作が不得意で、パソコンがない ⑥組織費の推進がわからない。 ⑦リーグと見取のいかなり手配し→出席者の作成 ⑧老人クラブの再参加は難しい、拙々でも取りたい。 ⑨人間関係、金銭関係等 ⑩再度加入するにの会員の了承を必要とするのが面倒
--	--

3

大車老人クラブ千歳会老人クラブでの活動(令和6年度)	
前年度からの申し送り事項 ①定例会の増加・2回/年を増加する事 ②日々の仕さまで実施できない事 ③ボランティア活動に関する法め事 - 花畑(30m2)の水やり、草取り作業12回 ④の草取りについては、高齢者には厳しい。 - 対策を検討したい。 ⑤定例会・ボランティア活動の参加者増加 ⑥事務の事例フット ⑦高齢者生活に役立つ記事を含む ⑧役所と関係機関との連携 - 役所では関係(旧)市のセビソードの協定 - 創設まで ⑨会計と老人クラブの過去の記録・会計処理 - 関係の役職者名簿 - 活動報告 - 会員数と会員予定者の名簿 - 会友は市議会議員候補者 - 会友は市議会議員候補者 - 会友は市議会議員候補者 ⑩定例会・親睦会等の出席先 - 参加者、費用の計上	最初の手配(旧市老人クラブ) ① 千歳会老人クラブでの定例会の開催に全面的な協力要請を承知受け付ける。 ② 年間スケジュールを期間作成。 ・定例会(総会含む) 年間1回 4回の出席者座席図 ・誕生会の実施(ケーキの提供)ケーキの山前深根が大部 ・山前深根については、時期柄を新規1名 佐賀市職員 ・マインナードから、申請、受領者を取り上げ 佐賀市職員 ・高根の義母を、全員の訪問の責任者、佐賀市職員 ・消防士とパトロール、消防士とパトロール、佐賀市職員 ・高根の交通手段・佐賀の改正、山前深根、駐所等 ・役員は定例会、ボランティア活動の実施 8回 ・ボランティア活動(花畑30m2)の管理(花の植え、草取り作業) - 春・秋に2回に1回花畑30m2の管理(花の植え、草取り作業) - 山前深根が大部分の負担 ・予金の見直し(管理士に報告)の計上 ・会友の出席の事項 ・(市議会) 市議会議員候補者 ③ 高根生活は、突発のためその都度対応 年間1回発生 ④ 研修旅行は、町老老の情報を参考に訪問先の決定

4

大串老人クラブ千歳会老人クラブ千歳会活動計画(令和6年度)

5

富士町老連の活動について(令和6年度)

町老連の役員は全自治会連任の役員であり、単位老人クラブの活動のため、人口と老人クラブの活動を参考にした。	
最初の行動(町老連) ①町老連の役員選定に年間計画の策定・必ず実施する ②市老連理事会(山陰)月12日前後 町老連の二役会議(月)12日前後 単位老人クラブ会長による議員会開席(毎月)月月初 受前名者からのHIL返却事項	各単位の老人クラブ紹介、実績の報告 ①定例会、役員会の実施状況 ②定例会の内容、実施時期(月)、年数等 受前ボランティア活動の内容
自治会長会より助成金の確保 会議システムによる作成のたまき 前期後の花見春賀行事 町老連とスポーツ大会など要項 地域執行組織のあり方	活動内容(使用)の整備、単位、公民館、協賛、道庁(資料等) ③会費等の金額や自治会からの助成金 助成金や会費については、老人クラブ毎の 違いの認識・今後普及のため更上の計画有
町老連を地区団体への呼びかけ →古志を老人クラブの真髄	④市民について 市民格付で役員のみならずがよい。 会員には、出席を促すためうたぐたいの人数 ⑤会計処理について 基本的には、手書きの書類にて金・出金 ⑥各種スポーツ活動 ゲームボーイ、ゴルフボールの練習・大会 ⑦老人クラブの課題 若く高齢者の加入が少ない。自治会関係 団体の連携に力を入れない ボランティア活動を募り傾向がある

6

見えてきた課題に対する対策	リーダーが大切
①活動の見える化・第三者に見える仕組みでは、(1)コミが大切 市との協議会、会長による各団体の関係 町と速進事会の内容の伝達と町老連の課題、高齢者の課題の共有 ②契約等の明確化 失態に即した町と速規約、施行細則の改正 ③勧誘の成功事例の発表 積極的な勧誘の実施・勧誘のための手掛けの実施 加入相手の現由の収集 ④高齢者のデータの共有化 市民生活定年までの手帳紹介・死亡情報 聞取り調査 パソコンでのデータ管理 代筆 ⑤各種報告の作成徹底 未経理者の提供により、活動報告、会計報告の作成 月単位15分程度 ⑥リポートの提供 金銭だけでなく、各種情報の提供・時節の話題から高齢者ニーズの把握 「マナカード」の活用、生涯の養成化、高齢者が交通事故回避、各種凶悪犯罪への注意喚起 役員による各集区の報告 役員による各所の情報提供・町づくり協議会、青少年健全協議会 地区社会福祉協議会、社会人青年和育教育推進協議会 役員で実施場所、内容の紹介 計：6回 町老連出席回数23回、町老連出席会議28回、町老連出席会議15回令和6年	「発展的」活動を推進する委員会が中心として進められ、その中で「まちづくり」活動は、市町村や民間団体など、さまざまな組織との連携を必要とする。また、地域住民の参加を促すための工夫が必要である。 → 「まちづくり」活動の推進方法がある点を見出すようにして、

7

見えてきた課題 老人クラブだけで出来ること。出来ないことの仕分け	
前段でいろいろと説明させていただきましたが、出来るとうかやをモータ－に対応してきました。	
を老人クラブで出来ること。 ①町へ生活活動のために老人会の情報の活用 市や町へ老人会の情報提供、役所などに提供 三役として資料を作成 三役として情報を遊ばせて役所内で報告 (例一情報は事例で) 具体的な事例での説明を行う 町や老人会の活動を見学しに話を聞く それを見学に来る者もある ②会として各種行事の企画が豊かになり、情報も提供する 各町別に活動した結果の報告を行う ③町別に行の情報の交換 研修旅行などの旅行の報告、費用 必要に応じて旅行計画書の提供 ④自分も老人クラブの活動報告 単位の老人クラブの活動から他のクラブの活動に関与 ⑤老人クラブ会員の力への提供 神水川町公営の福利利用会の会員価格設定 各種行事の協賛と共有化 各単位クラブ会に出前講座の資料配布	老人クラブだけでは出来ないこと。 各老人会などで会員が話す活動者特有の問題があり、高齢者の生活に課題に取り組むことが必要です。 富1町の高齢人口減少 ①交通機関・経済状況はここ20年が最悪です。 公共交通の不便さ・年間100万円でコニエティバス乗降の通学手数はバスは乗客より1時間の運行は、空気を乗せて走っている。コニエティバスは1日1回のみバスは乗客より1時間の運行は、空気を乗せて走っている。コニエティバスは1日1回のみバスは乗客より1時間の運行は、空気を乗せて走っている。 要介護・物販に・日常生活が困難になる。 老人会が生活に支障をきたす高齢化と関係が相次ぎました。ユースももって環境には疑問が持たれます。 閉居してしまえば日用品の買い物もできないし、生活できません。 ②疾病蔓延・高齢者特有の病気が発生しても治療なし これらの課題は問題も、すべてが交通問題と起因してはおおきく念ひがた。 この問題を解決しないままではますます過疎化が進み高齢者が住みづらい地域になります。

8

具体的な解決策は	
町老連の解決策 毎月の役員会資料の作成実施 ①各家庭の連絡事項を事項別作成 町老連の連絡事項と町老連の課題 ②ボランティア活動の内容 ③愛着活動の意義と自治会の見守りの限界 具体的な事例の説明・孤独死の発生等 ④市役所について 市役所の事例やボランティアの提供 ⑤公民館について 化居町公民館報告、会場では会長が平成 市役所の基礎資料の提出 ⑥高齢者クラブの提出 高齢者大会の開催による練習会の実施 自治会への町老連への助成金の確保 規約や施行細則の改訂を提案に確保 老人クラブの課題（加入者不足） 加入適齢期には、該当者への面談と入会 依頼・未加入の場合は理由の確認 ⑧連合会未加入の団体 入会を利用した加入促進・新規1団体参加 加入者の見守りの活動	町老連の情報の活用 ①毎月の理事会の情報は提出による高齢者課題の提議 高齢者の死亡と関係し、対応策 ②各町老連の活動、今まで未参加のため意識不足 ③市老連の活動の紹介と助成金等の明確化 今までは、三役や会長だけの単独事項・不信感 ④お祭り・アンケートの実施・10年後の自分をみて ⑤町老連を活用した事例の説明 市老連の救急車利用の事例といからアンケートカードの 有効活用としての救急車へのカードの設置 市老連事項・市役所との努力で令和年度の受取化 富上町老連の実績報告 ⑥三浦大連と富士町老連は市役所環境が、似ているので同じ ような課題をえているといひ、対応策などの情報共有 が出た。 訪問販売の実施、買い物ツアー・地区社協と協賛 町内会の団体との協賛ありで依頼の活用 ⑦地区社協・想の家の公民館・交通問題の協議 まち歩き・高齢者の意見の反映 これらすべての課題が見えれているわけではない。

9

富士町老連の令和7年度活動基本方針

令和6年度で暫明した高齢者問題
 ①適合会員への情報伝達の不十分さ
 会費を増額してはならないの不満
富士町老連より発行した『令和6年度・市老連連帯協力』
 直接適合会員への活動報告
 未加入高齢者の加入促進
 ②高齢者へのリソースの提供
 自治会長会との助成金の活用
 連合会員による「バーベキュー大会」の開催(パークゴルフ場)
 6月13日開催、23名参加(参加予定50名)
 佐賀大学落語研究会OB会「笑会」の落語高座
 11月18日富士公民館(参加予定100名)
 富士公民館・地区社協共催
 ③買い物ツアーの実施・地区社協窓口(7月より実施)
 交通手段が少なく、外に出かけることが少なく、閉じこもりがちになる高齢者に外に出る機会や友達との会話を
 ④を楽しむで、**認知症などの予防を目的**
 ⑤巡回販売車の計画
 コーパスが生活で計画説明会を実施しましたが、今すでに全日程が詰まっています。また、上町には新築戸建と
 近隣の距離があり、すくには難い。
後日に予定表を掲出してみる、よ

⑥高齢者趣味の展示会・佐賀市老人大会の協力
 同好会への働きかけ・富士公民館の協力
 ⑦お祭りごとアンケートの実施・下道サンプル
 10年後の計画を定めて回答を
 ⑧町老連連帯制度の開設・役員継続発表
 役員の交代要がなくなつて長期間の在任
 各単位よりクラブ活動・会員の直接会話

10

[illegible]

11

参考資料(パークゴルフ大会風景写真・定例会写真)

12

つたない発表に長時間の時間をいただきありがとうございました。
私たち富士町老連の役員は新参者ばかりでうまく運営している
どうかわからず手探りで進んでいます。

今後とも先輩諸氏の温かいご支援の意見を聞きながらより良い
富士町老連を作り上げたいと考えていますのでご支援をお願い
いたします。

大市老人クラブ花壇(307m2)



富士町老連ゲートボール大会



令和 7 年度 佐賀県老人クラブリーダー研修会

発表者：佐賀市老人クラブ連合会 勧興校区老人クラブ連合会 会長 徳久 定雄

日 時：令和 7 年 7 月 25 日（金）10 時 50 分～12 時 00 分（発表時間：30 分）

1. 勧興校区老人クラブの昨年との比較（令和 7 年 7 月 1 日現在）

年度 項目	令和 6 年 4 月	令和 7 年 4 月	令和 7 年 7 月	前年比(現在)
クラブ数	15 クラブ	16 クラブ	17 クラブ	+2 クラブ
会員数	489 名	484 名	493 名	+4 名
新入会員数	18 名	20 名	9 名	+11 名
補助金額	692,308 円	719,708 円		27,400 円

2. 過去 10 年間の主な取り組み

- ・平成 27 年 4 月、親睦を主目的とした従来の組織を再編し、「勧興校区老人クラブ連合会」を設立。これにより、令和のコロナ禍にも柔軟に対応できる体制を構築しました。
- ・地域自治会による助け合い活動「勧興皆一家」に参画し、地域共生社会の一員として積極的に活動しています。
- ・市老人クラブ連合会の支援のもと、パソコンや AI を活用したデータのデジタル化を推進しています。

3. 活動理念と実践方針

- ・「できない」ではなく「工夫してやってみる」という前向きな姿勢を大切にしています。
- ・合言葉は「身の丈に合った活動を継続しよう」。
- ・「健康・友愛・奉仕」の三本柱を実践し、地域のどこかで必ず参加できる活動を展開しています。
- ・高齢化・少子化が進行する中、地域社会の“日中の要”としての役割を自覚しています。
- ・地域の歴史や伝統を守る心、小さな奉仕を大切にする心を育むことを目指しています。

4. 成果と今後の課題

【主な成果】

- ・市からの補助金が増加し、予算編成が安定。これにより、活動の継続性が

向上しました。

- ・ 若年層の入会や女性支部長の増加により、組織全体に明るく温かな雰囲気が生まれました。

【今後の課題】

- ・ 多様化する価値観や社会課題に対し、柔軟かつ多角的な対応が求められています。

結びに

今後も地域に根ざした活動を継続しつつ、時代の変化に応じた柔軟な対応を図ってまいります。 高齢者が地域の担い手として活躍できる環境づくりを推進し、地域社会の発展に貢献していくつもりです。

表2 自治会、ふれあい協議会、各種団体に占める老人クラブ会員の状況

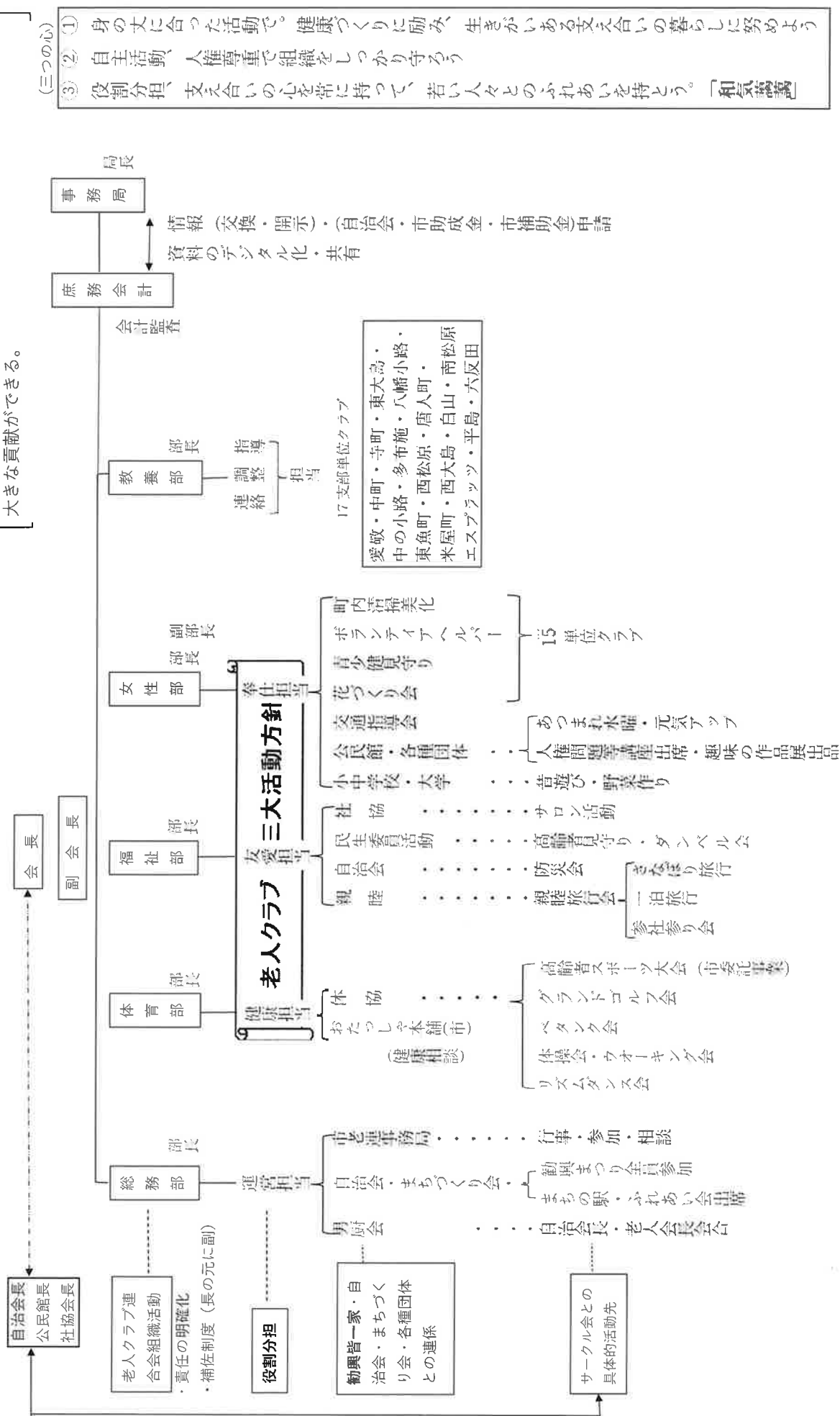
令和7年4月1日現在

団体名	役員数	老人クラブ会員数	比率(%)
自治会会長	22	11	50%
まちづくり会役員	17	8	47%
社会福祉協議会役員	32	17	53%
民生委員会役員	16	9	56%
ヘルスメイト役員	10	5	50%
スポーツ推進役員	35	9	26%
青少健役員	20	6	30%
環境保全役員	22	6	27%
人権同和推進	10	6	60%
交通安全委員	3	2	67%
スポーツ推進委員	3	2	67%
子ども会、学校関係等	—	—	—
計	190	81	43%
令和4年7月7日	147	50	34%

「勸興皆一家」の一員として活動する「勸興校区老人クラブ連合会」の姿図

2025. 7. 1

一人では何もできないが、支え合って小さな力を集めると、大きな貢献ができる。



（三つの心）

- ① 身の丈に合った活動で。健康づくりに励み、生きがいある支え合いの暮らしに努めよう
- ② 自主活動、人権尊重で組織をしっかりと守ろう
- ③ 役割分担、支え合いの心を常に持って、若い人々とのふれあいを持とう。【和気藹藹】

【 講 演 】 13 : 00 ～ 14 : 30

「現役住職による老活」

人には聞けない就活の話

佐賀のホスピスをすすめる会 海壩寺(かいぜんじ)住職

やました いってつ
山下 一徹

プロフィール

現在 佐賀のホスピスをすすめる会

佐賀県佐賀市嘉瀬町 海壩寺(かいぜんじ)住職

活動

県立病院好生館緩和ケア病棟ボランティア

佐賀のホスピスをすすめる会で、大学、看護学校、高校、中学、小学校にて

「生と死の準備事業」講師

佐賀市民生委員

佐賀地区保護司

論説

高齢の1人暮らし世帯が増えるのに伴い、自宅で1人で亡くなる孤独死が増えている。自治体が火葬して遺骨となった後も、遺族らの引き取り手がないまま自治体の霊安施設に置かれるケースもある。家族や地域のつながりが希薄化する中、死の迎え方も準備が求められる時代となってきた。

終活や無縁遺骨の問題は昨年12月の鳥栖市議会で取り上げられた。同市内の高齢者の単身世帯は20

増える高齢者の孤独死

00年の1079世帯に対し、20年は2570世帯に増えた。議会では市内で起きた孤独死の事例が報告されたが、同様の問題は全国で増えているのが実情だろう。

鳥栖市は現在、引き取り手のない遺骨52柱を市斎場

死の迎え方準備が要る時代に

敷地内の霊安施設に納めている。故人に家族や身寄りがない場合や、いても疎遠で火葬や遺骨の引き取りを拒まれたためという。市が火葬を行った場合は戸籍などで親族を調べ、遺骨の引き取りを文書で依頼するが、受け取る意思が示されず、後から受け取りに来る

という例も「数年に1件」ある。

孤独死は、その人に関する情報が残されていない場合、その後の対応を手探りで進めざるを得ない。鳥栖市では、生前の自分のことや万一の場合に望むことを書き記しておく「マイエン

ディングノート」という終活ノートを配布している。ノートは3部構成で、まず名前や生年月日など個人情報に加え、幼少期や青春時代の思い出や好きなこと、健康状態やかかりつけ医を記しておく。第2部は「もしもの時」。病気の時の告知の希望、判断能力が

低下した時は配偶者や子どもなど誰に財産管理を頼みたいかなどを記す。

第3部は「エンディング」。自分が望む葬儀の名称や場所、人数規模、遺影の準備の有無、葬儀費用の支払い方法を記しておく。墓や遺言書の所在も記

しておくことで突然死を迎えても、本人の希望に沿って人生を閉じることができ

る。同市では2020年から約3300冊を配布し、地域によってはノートの書き方講座も開かれている。終活ノートはタイトルはそれぞれ違いますが、佐賀市や唐津

市なども配布している。

ノートを利用すれば、病気や事故で意思表示ができない状態になっても自分の意思か、事前に指定した人の意見で重要な決定ができ、自分らしく人生を終えることができる。しかし、死という重い問題と正面から向き合わなければならず、終活の意義が本人をはじめ家族、周囲も含めて理解されにくい面もある。

医療技術の発達に伴い延命治療が高度化し、「元通りの生活は難しいが、命をつなぐかどうか」といった難しい選択を家族が迫られるケースも増えているという。ノートには、延命治療の方針や臓器提供・献体の希望、自分が判断できなく

なった際はだれの意見を尊重して方針を決めるかといった項目もある。ただ、突然の事故は高齢者に限らず、だれの身にも起こる。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、全世帯に占める1人暮らしの割合は2020年の38%から50年には44・3%に上昇する。単身高齢者の割合が地方で高くなり、未婚による現役世代の単身世帯も増えると想定されている。万一の際の意思表示の準備は高齢者だけに突きつけられた課題ではない。今後、単身世帯が増える中、より幅広い世代に万一の際の連絡先や意思表示といった準備が求められる時代になりそうだ。(樋渡光憲)

舞台発表 14:35～15:10

白石町

民謡 おりきんばっちゃん 佐賀タンス長持唄
福富支部 山口和美 溝口京子

玄海町

リズムダンス ① 東京ブギウギ ② 玄海音頭
菜の花クラブ 古舘良子 総10名

多久市

キッチンバンド ①ドレミの歌 ②証城寺の狸ばやし
多久市老連女性部 江口久仁子 総23名

上峰町

体操 桃太郎健康体操
もみじ会&サクラ会 森邦子 総25名

令和7年度市町老人クラブ会員数及び加入率状況

令和7年4月1日現在(単位:人)

市町老人 クラブ名	区分 クラブ数	会員数 (A)	内 訳		60歳 以上 人口 (B)	65歳 以上 人口 (C)	75歳 以上 人口 (D)	加入率%		
			男	女				対60歳 (A)/(B)	対65歳 (A)/(C)	対75歳 (A)/(D)
佐 賀 市	224	7,731	3,144	4,587	79,517	65,706	36,554	9.7%	11.8%	21.1%
唐 津 市	138	6,437	2,648	3,789	45,405	38,194	20,931	14.2%	16.9%	30.8%
鳥 栖 市	30	1,927	847	1,080	22,512	18,553	10,458	8.6%	10.4%	18.4%
多 久 市	6	403	170	233	7,880	6,754	3,635	5.1%	6.0%	11.1%
伊 万 里 市	18	2,074	828	1,246	20,262	17,149	9,195	10.2%	12.1%	22.6%
武 雄 市	63	2,801	1,192	1,609	18,260	15,303	8,260	15.3%	18.3%	33.9%
鹿 島 市	40	1,646	730	916	11,056	9,253	5,104	14.9%	17.8%	32.2%
小 城 市	18	550	227	323	15,584	12,853	6,803	3.5%	4.3%	8.1%
嬉 野 市	53	2,048	851	1,197	10,887	9,246	5,142	18.8%	22.2%	39.8%
神 埼 市	50	1,926	858	1,068	11,703	9,928	5,550	16.5%	19.4%	34.7%
市 計	640	27,543	11,495	16,048	243,066	202,939	111,632	11.3%	13.6%	24.7%
吉野ヶ里町	27	1,028	414	614	5,118	4,217	2,175	20.1%	24.4%	47.3%
神 埼 郡 計	27	1,028	414	614	5,118	4,217	2,175	20.1%	24.4%	47.3%
基 山 町	0	0	0	0	6,826	5,763	2,958	0.0%	0.0%	0.0%
上 峰 町	24	792	329	463	2,975	2,466	1,318	26.6%	32.1%	60.1%
み や き 町	49	2,780	1,148	1,632	10,231	8,810	5,148	27.2%	31.6%	54.0%
三養基郡計	73	3,572	1,477	2,095	20,032	17,039	9,424	17.8%	21.0%	37.9%
玄 海 町	16	710	297	413	2,100	1,792	910	33.8%	39.6%	78.0%
東松浦郡計	16	710	297	413	2,100	1,792	910	33.8%	39.6%	78.0%
有 田 町	38	2,444	973	1,471	7,904	6,704	3,831	30.9%	36.5%	63.8%
西松浦郡計	38	2,444	973	1,471	7,904	6,704	3,831	30.9%	36.5%	63.8%
大 町 町	18	529	184	345	2,795	2,402	1,385	18.9%	22.0%	38.2%
江 北 町	29	1,393	607	786	3,400	2,808	1,510	41.0%	49.6%	92.3%
白 石 町	19	1,219	516	703	9,494	7,911	4,424	12.8%	15.4%	27.6%
杵 島 郡 計	66	3,141	1,307	1,834	15,689	13,121	7,319	20.0%	23.9%	42.9%
太 良 町	19	426	127	299	3,659	3,081	1,794	11.6%	13.8%	23.7%
藤 津 郡 計	19	426	127	299	3,659	3,081	1,794	11.6%	13.8%	23.7%
県 計	879	38,864	16,090	22,774	297,568	248,893	137,085	13.1%	15.6%	28.4%

令和7年度市町老人クラブ会員数対前年度比較

令和7年4月1日現在(単位:人)

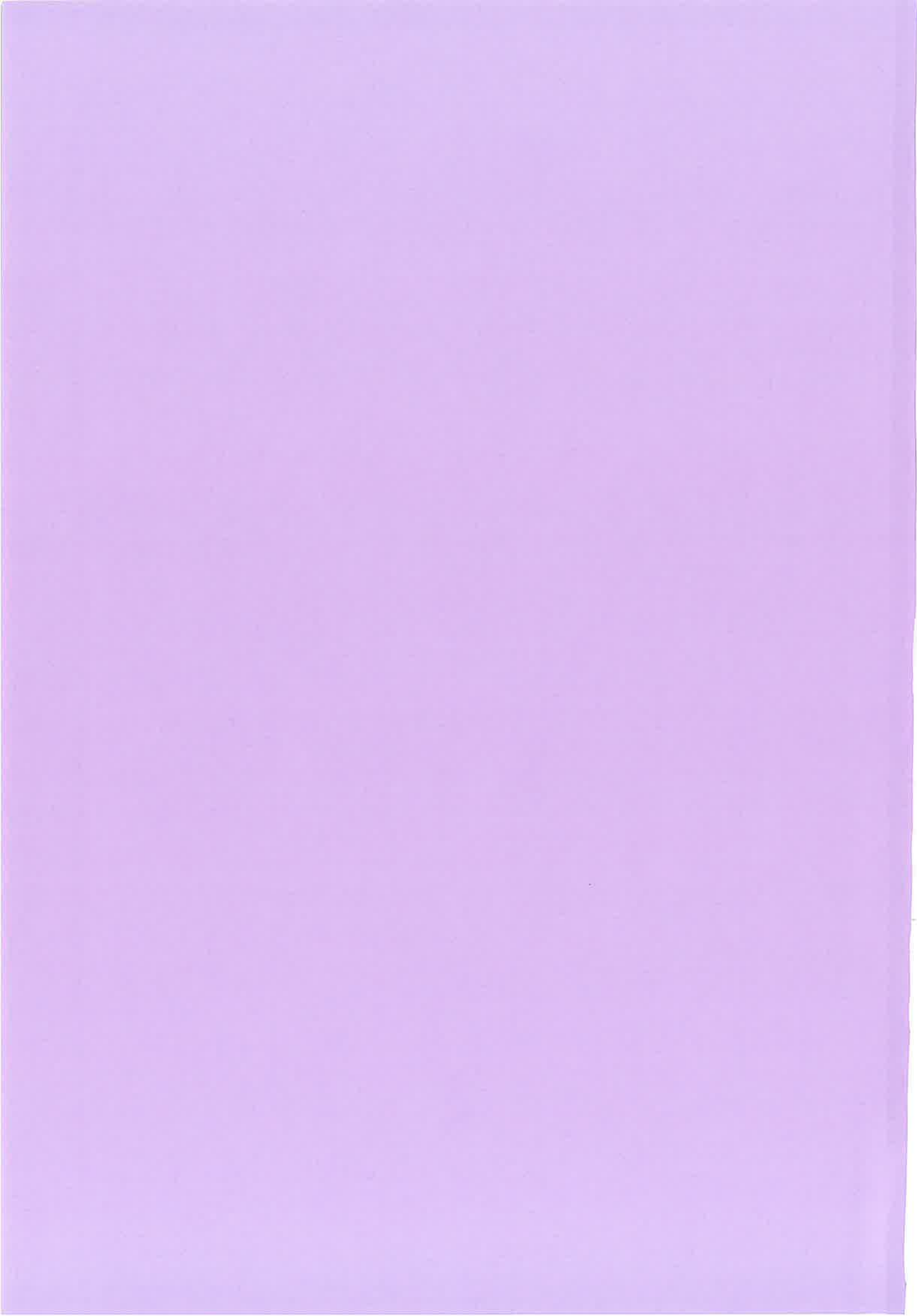
区分 市町老人 クラブ名	令和7年4月1日現在 (A)		令和6年4月1日現在 (B)		比較増減 (A)-(B)	
	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数
佐 賀 市	224	7,731	236	8367	-12	-636
唐 津 市	138	6,437	142	6793	-4	-356
鳥 栖 市	30	1,927	31	2026	-1	-99
多 久 市	6	403	7	493	-1	-90
伊 万 里 市	18	2,074	19	2338	-1	-264
武 雄 市	63	2,801	66	3063	-3	-262
鹿 島 市	40	1,646	42	1800	-2	-154
小 城 市	18	550	17	595	1	-45
嬉 野 市	53	2,048	54	2192	-1	-144
神 埼 市	50	1,926	51	1970	-1	-44
市 計	640	27543	665	29637	-25	-2,094
吉 野ヶ 里 町	27	1,028	27	1097	0	-69
神 埼 郡 計	27	1,028	27	1097	0	-69
基 山 町						
上 峰 町	24	792	24	831	0	-39
み や き 町	49	2,780	51	2959	-2	-179
三 養 基 郡 計	73	3,572	75	3790	-2	-218
玄 海 町	16	710	16	734	0	-24
東 松 浦 郡 計	16	710	16	734	0	-24
有 田 町	38	2,444	39	2638	-1	-194
西 松 浦 郡 計	38	2,444	39	2638	-1	-194
大 町 町	18	529	19	581	-1	-52
江 北 町	29	1,393	29	1426	0	-33
白 石 町	19	1,219	23	1554	-4	-335
杵 島 郡 計	66	3,141	71	3561	-5	-420
太 良 町	19	426	19	442	0	-16
藤 津 郡 計	19	426	19	442	0	-16
県 計	879	38,864	912	41899	-33	-3,035

令和7年度(2025年度) 行事予定表 Ver5

R7年4月7日現在

月	県 老 連			全国・九州ブロック		
	日	曜日	行 事	日	曜日	行 事 備 考
4	21	月	監事監査(さがサポセンターいきいき館)			
5	12	月	第1回正副会長会議(さがサポセンターいきいき館)	28	水	全老連理事会(東京)
	15	木	第1回理事会(さがサポセンターいきいき館)			(千代田区・全社協議会議室)
	29	木	定時評議員会(さがサポセンターいきいき館)			
6	5	木	介護講座(伊万里市他)(さがサポセンターいきいき館)	18	水	全老連評議員会・臨時理事会(東京)
	12	木	第1回女性委員会(さがサポセンターいきいき館)			(千代田区・全社協議会議室)
	23	月	第2回正副会長会議(さがサポセンターいきいき館)			
7	10	木	介護講座(唐津市他)(さがサポセンターいきいき館)			
	24	木	県老人クラブリーダー研修会会場準備(午後)			
	25	金	県老人クラブリーダー研修会(佐賀市アバンセホール)			
8	7	木	市町老連事務局長会議(午前・午後)さがサポセンターいきいき館)			
	中旬		老人クラブ手帳締切			
9	4	木	介護講座(武雄市他)(さがサポセンターいきいき館)	15～21	月～日	老人の日・老人週間
	8	月	第3回正副会長会議(さがサポセンターいきいき館)	20		全国一斉「社会奉仕の日」(20日)
	中旬		「老人の日・老人週間」(15日～21日)			
			県内一斉「社会奉仕の日」(20日)			
	18	木	第2回女性委員会(さがサポセンターいきいき館)			
10	2	木	介護講座(鳥栖市他)(さがサポセンターいきいき館)	18～21	土～火	第37回全国健康福祉祭ぎふ大会(岐阜県)
	6	月	第4回正副会長会議(さがサポセンターいきいき館)			(第34回「地域文化伝承館:18～21日」)
	17	金	第22回グラウンドゴルフ大会(予備日10月24日)			(岐阜市メモリアルセンター)
	30	木	第3回女性委員会(さがサポセンターいきいき館)			
11	13	木	介護講座(佐賀市他)(さがサポセンターいきいき館)	5～6	水～木	第54回全国老人クラブ大会(茨城県)
						(水戸市民会館)
				27～28	木～金	九州ブロックリーダー研修会(沖縄県)
						(パシフィックホテル沖縄)
12	上旬		老人クラブ活動日誌・会計簿締切			
	11	木	県女性リーダー研修会(さがサポセンターいきいき館)			
1	15	木	友愛活動県内交流集会(さがサポセンターいきいき館)			
2	16	月	第5回正副会長会議(さがサポセンターいきいき館)	4～5	水～木	都道府県・指定都市代表者会議(東京)
	26	木	市町老連会長事務局長会議(さがサポセンターいきいき館)			(千代田区・全社協議尾ホール)
3	9	月	第6回正副会長会議(さがサポセンターいきいき館)	12	木	全老連理事会・評議員会(東京)
	13	金	第2回理事会(午前)(さがサポセンターいきいき館)			(千代田区・全社協議会議室)
	〃	金	臨時評議員会(午後)(さがサポセンターいきいき館)			

- 注1) 例年「九州ブロックリーダー研修会」は7月だが、今年は11月(沖縄)
 注2) リーダー研修会は本来7月開催(R6は国スポ規制でイレギュラーだった)なので、今年度(R7)は7月に戻す予定
 注3) グラウンドゴルフは本来10月開催(R6は国スポ規制でイレギュラーだった)なので、今年度(R7)は10月に戻す予定
 注4) 「R7行事予定表 Ver1」では「友愛活動県内交流集会は1月16日」だが、今回Ver2では「1月15日」に変更



the 1990s, the number of people in the UK who are employed in the public sector has increased by 1.5 million (1990–1999) and the number of people in the public sector has increased by 2.5 million (1990–1999) (Department of Health 2000).

There is a growing emphasis on the need to improve the quality of care in the public sector. The Department of Health (2000) has set out a number of key objectives for the public sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the public sector, and to improve the financial performance of the public sector. The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the private sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the private sector, and to improve the financial performance of the private sector.

The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the voluntary sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the voluntary sector, and to improve the financial performance of the voluntary sector. The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the independent sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the independent sector, and to improve the financial performance of the independent sector.

The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the public sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the public sector, and to improve the financial performance of the public sector. The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the private sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the private sector, and to improve the financial performance of the private sector.

The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the voluntary sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the voluntary sector, and to improve the financial performance of the voluntary sector. The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the independent sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the independent sector, and to improve the financial performance of the independent sector.

The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the public sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the public sector, and to improve the financial performance of the public sector. The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the private sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the private sector, and to improve the financial performance of the private sector.

The Department of Health (2000) has also set out a number of key objectives for the voluntary sector, including the need to improve the quality of care, to reduce the waiting time for treatment, to improve the efficiency of the voluntary sector, and to improve the financial performance of the voluntary sector.

【老人クラブの歴史】

(1) 老人クラブの源流

- | | |
|--------------|--|
| ○尚齒会 | 唐の詩人白樂天（772～846） |
| 845年 | 大納言南淵年名卿 京都小野山莊 |
| 877年（元慶元年） | 江戸時代後期（文政年間－1820年代） |
| ○愛媛県・長命講 | 悪病災難除けのお伊勢参りに起源。
毎月一回会合 |
| ○福岡市・博多高砂会 | 明治26年6月博多の聖福寺境内において博多の有力者十数人が発起人となって発足。 |
| ○京都府・楽寿老人会 | 明治40年京都府亀岡市の法樂寺本堂の傍らに地元町内会によって「亀岡老人会館」が建てられ、高齢者がこれに感謝して第1から第8までの「楽寿老人会」を結成し、参詣者の受け入れや護寺に努めた。 |
| ○熊本県・上田地区老人会 | 大正14年4月熊本県阿蘇郡小国町では、大正2年から青年会と婦人会が70歳以上の高齢者を招いて老人慰安会を開催。これに感謝して高齢者26名が後世に残る仕事をしようと町有原野約5反を借り受け、杉を植林したのが老人会の始まり。 |

(2) 戦後の老人クラブの発足

- | | |
|-------|--|
| 昭和21年 | 3月21日千葉県八日市市（現：八日市場市）米倉老人クラブ町役場主任菱木貞俊氏（後の初代千葉県老連会長）が、物情騒然とした世相の中で老人の気持ちを慰め励まそうと話し合いの会を開催。これが毎月1回の老人サークルとして定着し、昭和27年頃に老人クラブ組織の存在を知り、以降老人クラブとして活動を継続。 |
| 昭和22年 | 三重県波瀬村 波瀬寿クラブ
大阪市福島区 不老会
北海道旭川市 神楽町寿会
この年9月：兵庫県多可郡野間谷村（現：八千代町）で「としよりの日」開催。 |
| 昭和23年 | 宮城県白石市太平地区 新老会
名古屋市中村区 喜信会 |
| 昭和24年 | 青森県 地藏講
東京都文京区駒込 日本老人学校（のち「文京老人クラブ」）
静岡県南中村（現：南伊豆町） 加納老人会
この年秋：浴風園園長芦沢威夫氏、英国老人福祉会から発行の“AGE IS OPPORTUNITY”を入手し、老人クラブの存在を知る。その後、これをもとに老人クラブを紹介、その必要性を説く。 |

※1 博多高砂会

明治26年九州随一の立派なお寺「聖福寺」の境内の一部に、「博多高砂会」の拠点になった平屋の建物が残っています。聖福寺のそばの浴場に、毎日のように朝風呂につかり来る高齢者がいました。割に恵まれている人たちじゃないでしょうか。朝風呂につかって、お互いが団欒をする。早朝から、毎日朝風呂につかって団欒の機会が生まれました。

たまたま発生した濃尾（のうび）大地震、その大惨状が全国に伝えられ、その様子を知った高齢者が「自分たちはただ毎日朝風呂につかって、楽しんでいる。それだけでいいのか。」そういうことを話し合っ、て、「何かやろうじゃないか」というので、この濃尾大地震の災害復興のためにいろんな活動を始めた。これが「博多高砂会」創立の歴史です。

※2 楽寿老人会

楽寿老人会は京都府亀岡市の法楽寺にあります。そこにある「亀岡老人会館」を拠点にして、老人会がつくられています。法楽寺というのは那須野与一（なすのよいち）がこもって、養生したところと言われています。法楽寺は800年前から土地の古老たち（年寄衆）が守っていました。「それに報いなくてはならない」というので、お寺の方で老人の集まる場所として、与一境内に「老人会館」を建てて提供した。今も残っています。老人達はありがたく会館を使わせていただくことにして、老人会「楽寿会」をつくりました。（昭和になって第一から大八楽寿会と称した）。

※3 上田地区老人会

大正14年のことです。この地域の70歳以上の26人の高齢者が「自分たちの老人会を作って、何かしよう」と話し合っ、て決めたのが植林でした。何故そんなことを考えたのか、毎年秋になると地域の婦人会と青年団が高齢者を招いて長寿のお祝の会をしてくれました。高齢者は何年も招かれていたのです。そのうち、この70歳以上の高齢者26人は、「はたしてお祝を受けているだけでいいのであろうか。自分たちはただ有り難うだけでいいのか」ということが話にでて、「上田地区老人会を作っ、て、26人で杉の苗木を植え、それを後の世代に残そう。」という約束をして老人会をつくりました。そういう歴史があります。

老人クラブ運営指針

昭和48年4月24日（策定）

平成8年5月30日（改定）

I 老人クラブの目的と性格

1. 老人クラブの目的

老人クラブとは、地域を基礎とする高齢者の自主的な組織として、

- (1) 仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、
- (2) その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、
- (3) 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする。

2. 老人クラブの性格

- (1) 自主性、地域性、協同性

老人クラブは、高齢者が自主的に仲間づくりをすすめ、それぞれの地域の実態に即して小地域ごとに組織づくりをし、高齢者が共同して相互に支え合い、楽しみを共にすることを基本とする。

- (2) 総合的な活動、多様な活動形態

老人クラブ活動は、会員の意見（ニーズ）にもとづき、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の総合的でかつ均衡のとれた活動展開をはかり、また、小グループ活動や世代交流、地域の諸団体との共同活動など、多様な活動形態により推進する。

- (3) 各世代、男女が共同する民主的な運営

老人クラブは、組織を構成する高年会員・若手会員、男性会員・女性会員などの均衡に配慮して役員構成を行い、活動分野ごとにリーダーを設けるなど役割分担をして民主的な運営を行う。

Ⅱ 老人クラブの会員・組織

1. 会員の資格

老人クラブは、入会を希望する高齢者で、おおむね60歳以上の者を会員とする。

また、常時活動に参加できない高齢者であっても、会員として迎え、支え合い、喜びを共にできる方法を考える。

なお、必要に応じて準会員や協力会員制度等を導入する。

2. 組織の範囲と規模

(1) 組織の範囲

老人クラブは、会員が日常的に声を掛け合い、徒歩で集まることのできる小地域の範囲で組織することを原則とする。

(2) 会員の規模

老人クラブの規模は、会員50名から100名を標準とする。ただし、地理的条件その他の事情がある場合は、この限りではない。

(3) 新規会員への呼びかけ

老人クラブは、絶えず新しい会員への呼びかけを行い、仲間を増やしてクラブの活力を維持するとともに、地域の高齢者の孤立や閉じこもり解消に努める。

このため、毎年計画を立てて新会員の確保に当たるとともに、魅力あるクラブづくりに努める。

Ⅲ 老人クラブの運営

1. 運営の原則

老人クラブは、会員本位の自主的かつ民主的な運営を行う。このため、会則や内規を定めるなど運営方法を明確にして運営する。

なお、老人クラブを構成する各世代や男性会員・女性会員の意見を十分ふまえて、何時でも浚刺とした、明るいクラブ運営を心掛ける。

2. 役員の構成

老人クラブには、会を代表する会長、副会長、会計、監事などの役員をおく。

これらの役員は、高年会員と若手会員、男性会員と女性会員の均衡に配慮して構成し、その選出は民主的に行う。

また、役員は常に後継リーダーの養成確保に努める。

3. 会員の役割分担

老人クラブには、役員のほかに活動分野ごとの担当者や幹事・係（例えば、健康委員、友愛活動リーダー、その他）等を設けて、できるだけ多くの会員が、役割を分担して活動推進に参画するようにする。

4. 役員会・定例会の開催

役員会は、定期的で開催し、活動全体の進捗状況を把握し、実施をはかるとともに、対外的な折衝や活動計画・予算の執行を行う。

会員全員が参加する例会や集会は、年間計画を定め定例的に開催することが望ましい。なお、会員のなかに就業中の者がいる場合には、休日に開催するなど参加しやすい会合の工夫をする。

5. 活動計画・予算の作成

毎年、会員の話し合いにより活動計画と予算を作成し、計画的な運営に努める。また、クラブの活動がより活発化するように、活動ごとの企画や評価の話し合いをするとともに、少数意見も大切にしておいて運営する。

6. 自主財源を主体とした運動

老人クラブは、自主組織として、運営の基礎となる経費は、会員の会費によってまかなうことを基本とする。収入を伴う事業活動は、老人クラブにふさわしい内容を選択して行う。補助金・助成金などの公費と寄附金などについては、その趣旨を活かした活動に充当し、公正な執行を行う。

IV 老人クラブ活動のすすめ方

1. 老人クラブ活動の全体像

「老人クラブ活動の全体像」を参考として、会員の話し合いにより、それぞれのクラブ活動の実態に即した、無理のない活動項目を設定し、計画を立てて実践に取り組む。

老人クラブ活動の全体像

生活を豊かにする楽しい活動	
健康づくり、 シニア・スポーツ	寝たきりゼロ運動、 健康学習、クラブ 体操、ウォーキン グ、各種シニア・ スポーツ等
趣味、文化、 レクリエーション	芸能・趣味・文化 などのサークル活 動、旅行等
学習活動、 リーダー研修	各種学習講座の開 催、老人クラブ活 動のリーダー研修 の開催等

地域を豊かにする社会活動	
友愛訪問、ボラン ティア活動、社会 奉仕の日	在宅訪問福祉を支え る友愛活動、福祉施 設他のボランティア 活動、社会奉仕の日 の活動等
伝承活動、 世代交流	地域の文化・芸能・ 民芸・手工芸・郷土 史・生活記録等の伝 承活動 子どもや青壮年など との交流活動など
作業・生産、 リサイクル	果実・椎茸・花栽培 ・養魚等の生産、植 林、手工芸品の製作、 公共施設の清掃活動 等
提言・提案	生活調査・点検（モ ニター）活動、関係 機関への提案等

2. 活動推進の方法

(1) 均衡のとれた活動の展開

老人クラブは、会員の「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の均衡をはかりながら、会員の希望を取り入れ、魅力ある活動を展開する。

(2) 高齢者の生活リズムに合わせた活動

老人クラブの活動は、高齢者の生活リズムと体力に合わせて、無理をせず、気張らず、急がず、継続性を大切にすすめる。

(3) 全体の活動と小グループ活動の調和

老人クラブ活動は、会員の誰もが参加する例会や誕生会、旅行、社会奉仕の日の活動などを基本として大切にする。

同時に、会員個々の活動欲求や趣味を満たした、さまざまな活動分野別の小グループ活動、サークル活動を取り入れてすすめる。

この小グループ活動、サークル活動を活発化するために、会員の特技や興味、意欲を活かしたリーダーの養成、発掘をはかる。

(4) 老人クラブ相互の交流

老人クラブは、それぞれの独自性を発揮して活動をすすめると同時に、近隣のクラブとの交流や先進地域との交流による学習、姉妹提携などにより活性化をはかる。

(5) 会報の発行と老連機関紙の活用

老人クラブ活動の発展のためには、会報の発行が重要な意味をもつ。例会や集会に参加できなかった会員への活動の周知、会員全体への活動情報の提供、会員以外の関係者への老人クラブ活動の理解の促進などのために、簡単な手作りの会報で十分なので、定期的に発行する。

また、市区町村老連や都道府県・指定都市老連の機関紙あるいは月刊『全老連』の活用により、幅広い情報の収集、活用をはかる。

(6) 高齢者の立場からの提言・提案

老人クラブ活動の一環として、高齢者の立場で発言すべき事項があれば、地域の関係機関・団体などに対して、提言・提案を行う。

(7) 安全への配慮

老人クラブ活動では、絶えず安全に配慮するとともに、万一の事故に備えて老人クラブ保険の活用をはかる。

(8) 会員章の着用

老人クラブ会員は、仲間のしるしとして会員章を着用する。

V 老人クラブ連合会

1. 老人クラブ連合会の構成

各老人クラブは、地区（校区）老連ならびに市区町村老連を構成し、市区町村老連は都道府県・指定都市老連を、都道府県・指定都市老連は全老連を構成して、全国組織として連携をとって活動を行う。

2. 老人クラブ連合会の活動

老人クラブ連合会は、主として次の活動を行う。

- ① 地域内各老人クラブ（連合会）の連絡調整
- ② 各老人クラブ（連合会）が行う共同活動の推進
- ③ 各老人クラブ（連合会）活動の支援
- ④ 各老人クラブ（連合会）リーダーの養成研修
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する調査研究、提案
- ⑥ 高齢者保健福祉に関する啓発・広報活動
- ⑦ 行政をはじめとする関係機関団体との連携
- ⑧ その他

3. 老人クラブ連合会の運営及び事務局

(1) 運営

老人クラブ連合会の運営は、会員・役員が自主的に行う。活動全体について、その企画から運営、事後処理まで、会員・役員が担当制を設けるなど、役割を分担して運営する。

(2) 事務局

老人クラブ連合会には、事務局長及び事務職員をおき事務を処理する。また、老連活動を円滑に行うための専用事務室・役員室を確保する。

(3) 活動拠点施設

老人クラブ連合会は、その活動を活発に推進するため地域の高齢者が自由に使える活動拠点施設を確保する。

老人クラブ関係年表

年	老人クラブの歩み	老人福祉・社会の主な動き
昭和 21 年	・千葉県八日市場町（現. 匝瑳市）に「米倉老人クラブ」結成される。このころより、全国で老人クラブづくりが始まる	・「日本国憲法」公布（翌年施行）
22 年		・兵庫県野間谷村（現. 多可町）、「としよりの日」を定め、敬老行事を実施
26 年		・全国社会福祉協議会（全社協）、第 1 回「としよりの日」運動を全国的に展開
27 年	・全国各地の社会福祉協議会において、老人クラブづくりがすすめられる	
29 年	・全社協、初の「老人クラブ数調査」を実施（全国のクラブ数 112）	・「(新) 厚生年金保険法」公布・施行
32 年	・大阪市と徳島県に老人クラブ連合会（老連）設立（以後、各地で連合会の設立が相次ぐ）	
33 年		・「(新) 国民健康保険法」公布（翌年施行。国民皆保険体制が確立）
37 年	・「全国老人クラブ連合会（全老連）結成大会」開催（昭和 42 年財団法人認可）	
38 年	・老人クラブに対する助成開始	・「老人福祉法」公布・施行
39 年		・厚生省、社会局に老人福祉課を設置
41 年		・「老人の日」が「敬老の日」として国民の祝日となる
42 年	・全国 7 ブロックにおける「郡市区町村老人クラブリーダー研修会」開始 ・機関誌『全老連』創刊（昭和 61 年より月刊化）	

47 年	・各都道府県・指定都市老連における「老人クラブリーダー地方研修事業」開始 ・「全老連設立 10 周年記念全国老人クラブ大会」開催（この大会を第 1 回とし、以後、毎年開催）	・沖縄施政権返還、沖縄県発足 ・厚生省、社会局に老人保健課を設置
48 年	・「老人クラブ運営指針」策定	・「老人医療無料化制度」開始 ・石油危機（オイルショック） ・この年、「福祉元年」といわれる
年	老人クラブの歩み	老人福祉・社会の主な動き
昭和 55 年	・「市町村老人クラブ連合会運営指針」策定 ・全国運動「病にかからぬ運動」開始（昭和 59 年に「健康をすすめる運動」に改称）	
57 年	・老人クラブのシンボルマーク・会員章制定 ・天皇陛下をお迎えして、「全老連創立 20 周年記念全国老人クラブ大会」開催	・「老人保健法」公布（翌年施行。老人医療一部有料化） ・第 1 回高齢者問題世界会議（国連主催/ウィーン）
59 年		・日本人の平均寿命、男女ともに世界一となる（男 74.2 歳・女 79.8 歳）
61 年	・「健康をすすめる運動」に「友愛活動」「社会奉仕の日』一斉奉仕活動」を加え、“健康・友愛・奉仕”の全国 3 大運動開始	・「長寿社会対策大綱」閣議決定
62 年	・「老人クラブ保険」創設	
63 年		・厚生省、大臣官房に老人保健福祉部を設置 ・第 1 回「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」開催
64 年平成元年		・天皇崩御 ・消費税導入（税率 3 %）
2 年	・提言「21 世紀に向けての『新たな老人クラブづくり』」発表 ・市町村老連に対する活動促進助成開始	・厚労省、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）を策定 ・バブル崩壊

3 年	・「ねたきりゼロ運動」を全国的に展開 ・第4回全国健康福祉祭において、老人クラブのパビリオン「地域文化伝承館」開設（以後、毎年開設）	
4 年	・全国運動「在宅福祉を支える友愛活動」開始 ・天皇皇后両陛下をお迎えして、「全老連創立30周年記念全国老人クラブ大会」開催	・厚生省、大臣官房老人保健福祉部を老人保健福祉局に改組 ・世界高齢者団体連盟、第1回「世界会議」（インド）を開催
5 年	・全老連「女性委員会」発足	
7 年	・「老人クラブ21世紀プラン」策定	・阪神・淡路大震災発生 ・厚生省、「新ゴールドプラン」を策定 ・「高齢社会対策基本法」公布・施行
年	老人クラブの歩み	老人福祉・社会の主な動き
平成8年	・「老人クラブ運営指針」改定	・「高齢社会対策大綱」閣議決定
9 年		・消費税改正（税率5%） ・「介護保険法」公布（平成12年施行）
11 年		・この年、「国際高齢者年」
12 年	・「単位クラブ21」策定	・「介護保険制度」開始、「成年後見制度」開始 ・厚生省、「ゴールドプラン21」「健康日本21」を策定
13 年		・中央省庁再編。厚生労働省発足
14 年	・全国運動「老人の日・老人週間」の取り組み開始 ・天皇皇后両陛下をお迎えして、「全老連創立40周年記念全国老人クラブ大会」開催	・「健康増進法」公布（翌年施行） ・「老人の日・老人週間」創設（9月15日と同日からの1週間） ・第2回高齢者問題世界会議（国連主催/マドリッド）
15 年	・「老人クラブ21世紀プラン」改定	・「敬老の日」が9月15日から9月の第3月曜日となる
20 年		・「後期高齢者医療制度」開始
22 年	・「老人クラブ活性化3か年計画」策定	
23 年		・東日本大震災発生

24 年	・天皇皇后両陛下をお迎えして、「全老連創立 50 周年記念全国老人クラブ大会」開催	
26 年	・全国運動「老人クラブ『100 万人会員増強運動』」（5 か年計画）開始	・消費税改正（税率 8 %）
27 年	・介護保険制度改正に伴い、「新地域支援事業に向けての行動提案」を全国に呼びかける	
28 年		・熊本地震発生
31 年令和元年		・天皇退位 ・天皇即位 ・消費税改正（税率 10 %）
2 年		・「全世帯型社会保障改革の方針」閣議決定
3 年	・「コロナ禍における『新しい生活様式』に基づく老人クラブ活動」を提唱	
年	老人クラブの歩み	老人福祉・社会の主な動き
令和 4 年	・天皇皇后両陛下をお迎えして、「全老連創立 60 周年記念全国老人クラブ大会」を開催	
令和 5 年		6 月 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 公布（翌年 1 月施行）

リーダーの基本的な3つの留意事項

1 活動の記録保存と継承

- ① 年間の活動記録の整理保存
 - ② 次のリーダーへの継承
 - ③ 定期的な年史の編纂
- 「老人クラブ活動日誌」の活用

2 会計の透明性

- ① 収入・支出の明細記録
 - ② 証明できる領収証保存
 - ③ 補助金の使途の明確化
- 「老人クラブ会計簿」の活用

3 会員の安全対策

- ① 活動と事故は表裏の関係
 - ② 会員の事故への備え
 - ③ クラブとしてのリスク管理
- 「老人クラブ3つの保険」活用

いきいきクラブ体操

立ってする体操

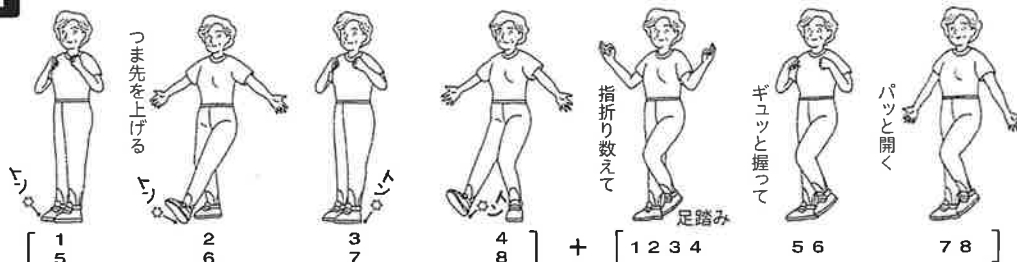


準備

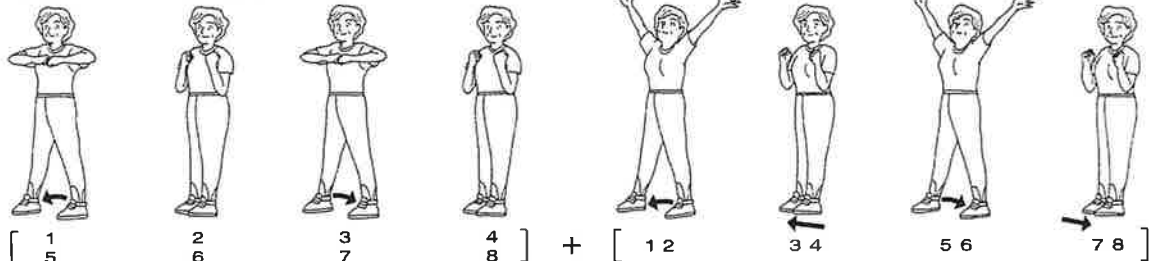
かかとの上げ下ろし
1~16

- ▶ 良い姿勢で、大きくのびのびと体操をしましょう。
- ▶ しっかり立つことで、転ばない体づくりを目指しましょう。
- ▶ ウォーキングやスポーツの準備体操として行いましょう。

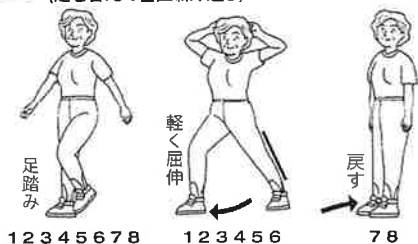
1 手足の運動 (全体を2回繰り返し)



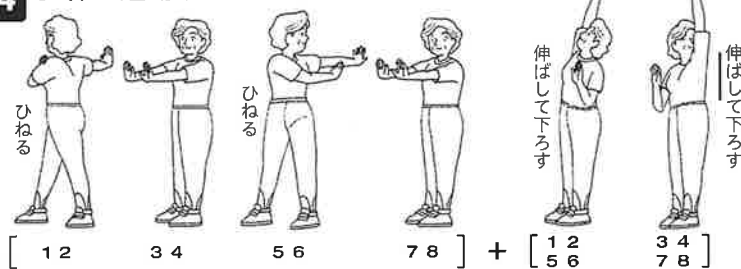
2 胸と肩の運動 (全体を2回繰り返し)



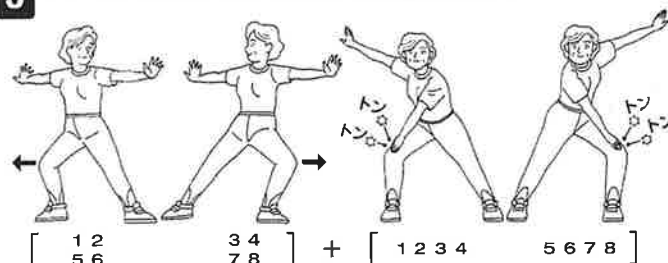
3 脚の筋力アップとストレッチ (足を替えて2回繰り返し)



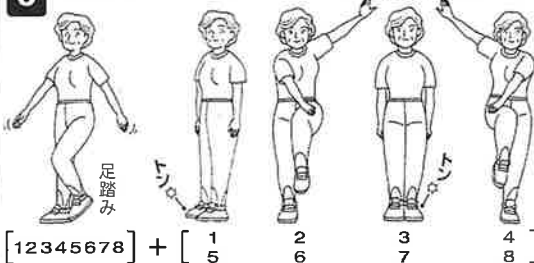
4 上体の運動 (全体を2回繰り返し)



5 体重の移動と背筋の運動 (全体を2回繰り返し)



6 足踏みともも上げの運動 (全体を2回繰り返し)



7 前曲げと深呼吸 (全体を2回繰り返し)



2021年作成

公益財団法人 全国老人クラブ連合会

*体操教材にはCD、DVD、小冊子があります。

いきいきクラブ体操

椅子に座ってする体操

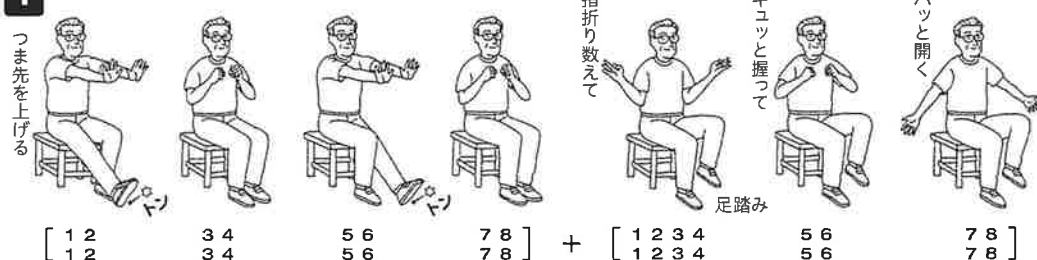


準備

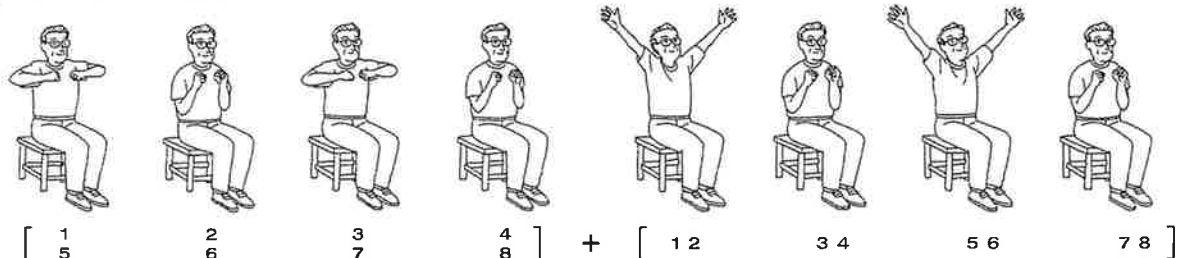
かかとの上げ下ろし
1~16

- ▶ ひじかけのない安定した椅子を使いましょう。
- ▶ 少し浅く腰かけ、よりかからずに姿勢を正しく保ちましょう。
- ▶ ゆっくり動き、体の各部位に気づきながら体操しましょう。
- ▶ 無理せず、できる範囲で体操しましょう。

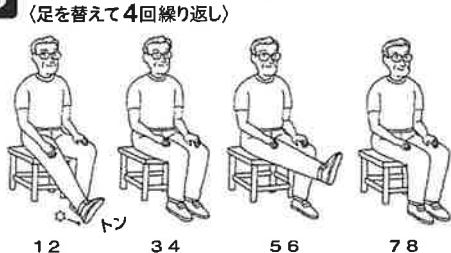
1 手足の運動



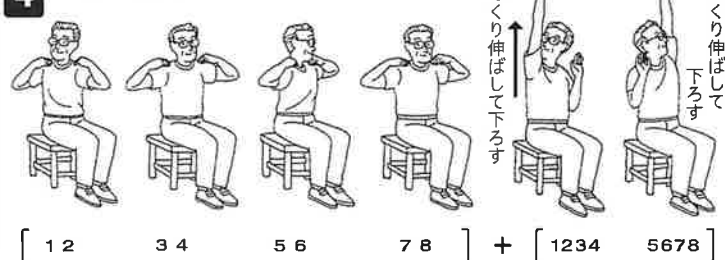
2 胸と肩の運動 (全体を2回繰り返す)



3 脚の筋力アップとストレッチ (足を替えて4回繰り返す)



4 上体の運動 (全体を2回繰り返す)



5 背筋の運動



6 足踏みと膝抱えの運動 (足を替えて4回繰り返す)



7 前曲げと深呼吸 (全体を2回繰り返す)



(メモ)

いきいき活動を
支える

老人クラブ会員向けに 傷害保険・賠償責任保険で安心補償

- ◆この保険の対象は、全国老人クラブ連合会に連なる都道府県・指定都市老連および市区町村老連に加入している単位老人クラブです。
 - ◆全国老人クラブ連合会が契約者となり、各単位老人クラブで取りまとめて申し込む団体保険です。個人での加入手続きはできません。
 - ◆新規加入をご希望、ご検討の際は、クラブで担当者を決めて全老連「保険係」まで資料をご請求ください。
- ※保険担当者とは・・・加入者の取りまとめ、加入申込書の記入、申込内容確認の窓口等をしてくださる方です。会長様は特に登録いたしませんので実務をしてくださる方をご登録ください。全老連保険係や保険会社から照会の場合があります。

2025年10月始期
2026年 4月始期版

老人クラブ 傷害保険 〈掛金・補償内容〉

自分がケガをした時の保険です。(病気は対象外)。

一部のタイプでは他人の物を壊したり、
他人にケガをさせた場合*1も対象となります。1人1口加入で年齢制限はありません
(複数口加入はできません)。*1 法律上の賠償責任が伴う対人・対物事故が対象です。

● 保険始期月 および保険期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2025年10月	2025年7月15日～9月15日まで	2025年10月1日午後4時から1年間
2026年 4月	2026年1月15日～3月15日まで	2026年 4月1日午後4時から1年間

● 掛金タイプと補償内容

新「熱中症危険補償特約」が全タイプにつきました!!

【クラブ活動中とは】所属する単位老人クラブがあらかじめ計画・実施する活動、市区町村(地区・校区)から全国までの各老連が主催する活動イベント、老人クラブ関係者として他団体の活動への参加(往復途上を含む)

タイプ	24時間型				活 動 型		
	クラブ活動中(往復途上を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外のケガの補償額)				クラブ活動中(往復途上を含む)の ケガを補償します。		
補償内容 (保険金額)	掛 金 (1人あたり)	12,000円/年	8,000円/年	5,000円/年	3,500円/年	1,000円/年	500円/年
死亡保険金		410万円 (250万円)	290万円 (210万円)	270万円 (190万円)	170万円 (125万円)	80万円	45万円
後遺障害保険金		160万円 (－)	80万円 (－)	80万円 (－)	45万円 (－)	80万円	45万円
入院保険金日額 1事故につき30日限度		6,300円 (2,500円)	3,370円 (1,420円)	3,320円 (1,370円)	2,070円 (1,080円)	1,950円	980円
通院保険金日額 1事故につき30日限度		3,900円 (1,350円)	2,010円 (760円)	1,970円 (720円)	1,140円 (550円)	1,250円	590円

■ 8,000円、12,000円タイプには「個人賠償責任補償」(1億円限度)、「地震・噴火・津波補償」の特約がついています。

老人クラブ 賠償責任保険 〈掛金・補償内容〉

他人の物を壊したり、ケガをさせた時*1の保険。自分のケガは対象になりません。

- ① 対 象：単位老人クラブ(全員加入が条件となります) ② 保険期間：毎年10月から1年間(中途加入可)
③ 掛 金：1人年額100円(最低引受保険料3,000円) ④ 補 償：支払限度額1億円

*1 法律上の賠償責任が伴う老人クラブ活動中の対人・対物事故が対象です。往復途上は対象外。



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX03-3597-8767

お問い合わせ
先

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> メールアドレス hoken@senior-ltd.com

(取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

(引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

受付時間 9:30から12:00まで
13:00から17:00まで

土、日、祝祭日、
年末年始休

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。

【老人クラブ傷害保険】老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険・総合生活保険(傷害補償)

【老人クラブ賠償責任保険】施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点は、代理店までお問い合わせください。

2025年3月作成 24TC-007888



赤い羽根共同募金

本日の研修会は、皆様からお寄せいただいた赤い羽根共同募金の配分を受けて開催しています。

